

# 宿泊約款・利用規則

*HOTEL SEAPARADISE INN*

このたびはホテル シーパラダイス インにご宿泊いただき、誠にありがとうございます。

皆さまのより快適なご滞在のために、  
「宿泊約款・利用規則」をぜひご覧ください。  
また、ご意見・ご質問等がございましたら  
フロントまでお気軽にお問い合わせください。

では自然と海とがふれあうところ、  
ホテル シーパラダイス インでのひとときを  
どうぞごゆっくりお楽しみくださいませ。

# 宿泊約款

## 適用範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は、一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当ホテルが、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## 宿泊契約の申込み

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名および宿泊者のご連絡先
  - (2) 宿泊日および到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、
- ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第7条および第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、
- ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルが

その旨を宿泊客に告知した場合には限りません。

#### 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条 前条第2条の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

#### 宿泊客の禁止事項等

- 第5条 宿泊客は、宿泊客以外を当ホテルに宿泊させ、宿泊契約上の地位を譲渡・転売し、または当ホテル内の宿泊客専用施設を当ホテルの事前の同意なく宿泊客以外に利用させてはならないものとします。
- 2 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、第2条第1項に基づき申し出のあった連絡先に予約の確認その他のご連絡をすることがあります。その場合、宿泊客は、当ホテルからの事前の連絡にやむを得ない事情がない限り応答するものとします。

#### 宿泊契約締結の拒否

- 第6条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
  - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が、次の①から⑥のいずれかに該当するとき。
    - ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力若しくはこれらに準じる者(以下「暴力団等」といいます。)又は暴力団等の関係者である場合

- ② 暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- ③ 法人でその役員(取締役、執行役又はこれに準じる者をいいます。)、従業員、関係社等のうちに暴力団等の関係者がある場合
- ④ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
- ⑤ 当ホテルのお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- ⑥ 当ホテル又は当ホテルの従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合

### 宿泊客の契約解除権

第7条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### 当ホテルの契約解除権

第8条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

- (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (6) 宿泊客が、以下の①から⑦のいずれかに該当するとき。
- ① 暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、過激行動団体、その他反社会的勢力若しくはこれらに準じる者(以下「暴力団等」といいます。)又は暴力団等の関係者である場合
  - ② 暴力団等又は暴力団等の関係者が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
  - ③ 法人でその役員(取締役、執行役又はこれに準じる者をいいます。)、従業員、関係社等のうちに暴力団等の関係者がある場合
  - ④ 暴力団等に自己の名義を利用させる者である場合
  - ⑤ 当ホテルのお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
  - ⑥ 当ホテル又は当ホテルの従業員に対し、暴力的要求を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合
  - ⑦ 宿泊客がこの約款その他利用規則等に違反した場合
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 宿泊の登録

第9条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、住所、職業および電話番号
  - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあたっては、パスポートコピー
  - (3) 出発日および出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第13条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 客室の使用時間

第10条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊プランとして特別に定めている場合を除き、当ホテルが定める時間までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、当ホテルが定める追加料金を申し受けます。

### 利用規則の遵守

第11条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則（利用案内、諸注意、ご案内等を含む）に従っていただきます。

### 営業時間

第12条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内の館内ご案内等でご案内いたします。

(1) 門限・・・・・・・・・・・・・・・・八景島閉島時間

(2) フロントサービス・・・・・・・・24時間

- 2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

### 料金の支払い

第13条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時フロント会計でお支払いいただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

### 当ホテルの責任

第14条 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

### 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 第15条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

### 寄託物等の取扱い

- 第16条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当ホテルは、15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

### 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 第17条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合は、遺失物法及び所轄警察署の指示・指導等に基づき、当ホテル所定の管理手順に則り処理いたします。なお、現金及び貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、飲食物、衛生環境を損なう物については、速やかに当社所定の管理手順に従い、



処理いたします。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

### 駐車の責任

第18条 宿泊客が八景島の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

### 宿泊客の責任

第19条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

### 分離可能性

第20条 この約款その他の利用規則等の一部が法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除く規定の有効性に影響を与えないものとします。

- 2 この約款その他の利用規則等の一部が、ある宿泊客との関係で無効とされ又は取り消しされた場合でも、当該宿泊客を除く宿泊客との関係における有効性に影響を与えないものとします。

### 準拠法

第21条 この約款その他の利用規則等の有効性、解釈及び履行については日本国法に準拠するものとします。

### 約款の変更

第22条 当ホテルは、必要と認めた場合、この約款の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、当ホテルは変更の効力発生日の1か月前までに、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生日を株式会社横浜八景島ホームページ (<http://www.seaparadise.co.jp/hotel/yakkan/>) において公表するものとします。

## 別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項及び第13条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料 室料 ②サービス料 (①×10%)
	追加料金	③飲食料およびその他の利用料金 ④サービス料 (③×10%)
	税金	イ 消費税 ロ 宿泊税

### 備考

1. 基本宿泊料金は当ホテルが提示する料金表になります。
2. 当ホテルでは、子供料金は小学生以下に適用いたします。税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

## 別表第2 違約金

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	20日前	40日前
一般	14名まで	100%	80%	20%	—	—
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	—
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

### (注)

1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。
4. 当ホテルが別途企画する宿泊パッケージ、プラン、その他の個別の特約により、上記とは異なる違約金を定めることがあります。

## 利用規則

ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ずご宿泊又はホテル内の諸施設のご利用をお断り申しあげ、かつ責任をおとりいただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 火災防止上お守りいただきたい事項

1. 客室内には暖房用、炊事用などの火器およびアイロン等を持ち込みご使用なされないでください。
2. ホテルが定めた場所以外での喫煙はなされないでください。
3. その他火災の原因になるような行為をなされないでください。

### 保安上お守りいただきたい事項

1. ホテルは、自動ロックではございません。ご滞在中お部屋から出られる時は必ず施錠をご確認ください。
2. ご在室中や特にご就寝の時は、ドアの内鍵をお掛けください。来訪者のあった時は不用意に開扉なさらずにご確認ください。万一、不審者と思われる場合は直ちにフロントへご連絡ください。
3. ご訪問者と客室内でのご面会をご遠慮願います。

### 貴重品、お預かり品のお取扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品の保管はフロントにて備え付けの貸金庫をご利用ください。  
上記手続をお取りにならずに現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については、お客さまにご迷惑をお掛けする場合がありますのでご了承ください。なお、美術品、骨董品などの品物はお預かりできません。
2. お忘れ物、遺失物の処理は法令に基づいてお取扱いさせていただきます。
3. お預かり物の保管期間は3ヶ月とし、期間経過後は不要のものとして扱い、ホテルで処理させていただきますのでご了承ください。

### お支払いについて

1. 料金の支払いは通貨、又はホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、ご出発時又はホテルが請求したときフロントでお支払いいただきます。
2. ホテル内のレストランをご署名によってご利用される場合、必ず客室の鍵又は宿泊カードをご提示ください。
3. 都合によりご到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承ください。
4. 領収証は各部屋単位にご用意いたしておりますので、同室のお客さまが分割領収証をご希望の場合はお早めにお申し出ください。
5. お支払いについてご不審がございましたら、ご遠慮なくフロントにおたずねください。

### おやめいただきたい行為

1. ホテル内に他のお客さまの迷惑になるようなものをお持込にならないでください。
  - (イ) 動物、鳥類(ペット類)
  - (ロ) 著しく悪臭、高音を発するもの
  - (ハ) 火薬や揮発油など発火又は引火しやすいもの
  - (ニ) 適法に所持を許可されていない鉄砲刀剣類
2. ホテル内で、とばくや風紀治安を乱すような行為、他のお客さまに迷惑をおよぼすような言動はなさないでください。
3. 宿泊登録者以外の方の客室のご使用はなさないでください。
4. ホテルの許可なく客室を営業行為などの宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
5. ホテル内および敷地内で許可なく広告、宣伝物を配布したり物品の販売をなさないでください。
6. ホテル内および敷地内で許可なく商業目的および他のお客さまに迷惑がかかるような写真撮影はなさないでください。
7. ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないでください。施設、備品の現状を著しく変更してご使用ならないでください。
8. ホテルの外観を損なうようなものを窓側に陳列なさないでください。
9. ホテル外から飲食物等のご注文やお持込はなさないでください。
10. ゆかた、スリッパ等のままで客室からお出になることはなさないでください。
11. テラス(ベランダ)からゴミを捨てたり、物を投げたりなさないでください。

横浜・八景島シーパラダイス  
ホテル シーパラダイス イン  
〒236-0006 横浜市金沢区八景島 TEL045-788-9617